

1. 介護離職防止への取組について

質問要旨

家族の介護や看護を理由に仕事を辞める介護離職が増加する中、仕事と介護が両立できる環境整備が必要と考えるが、介護離職防止への取組に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 介護離職防止の取組については、各企業が本腰を入れて取り組むべき課題と考える中、国においても今年度から、休業する従業員の代替として新規雇用を行った企業に対する支援制度が拡充されたが、制度活用を促進するためには、国や地方自治体による企業や介護者への丁寧な周知が重要と考える。育児休業の制度のように、社会的な認知度を高め、各企業において介護休業が取りやすい職場環境の整備を進める取組に対し、本府としてどのような支援が可能と考えているのか。 (評価)

答弁

池田輝彦議員の御質問にお答えいたします。

介護休業の社会的認知度の向上と、介護休業を取得しやすい職場環境整備の取組に対する支援についてでございます。

令和4年就業構造基本調査の結果によりますと、京都府内で介護をしながら働いておられる方は約9万人であり、平成29年の前回調査から約1万人増加しております。

また、令和3年度の厚生労働省の調査によりますと、正規雇用労働者の6割を超える方が、介護休業制度や介護休暇制度の内容を知らないと回答していることに加え、介護離職をされた方の離職理由については、勤務先の両立支援制度の問題や介護休業等を取得しづらい雰囲気があったことなど、勤務先の就業環境に関わる問題が、48.8%と最も高くなっております。

今後も高齢化の進展により、介護を必要とされる方の増加が見込まれる中、働きたい方が介護などにより離職されることがないように、企業に対して両立支援制度の充実を働きかけますとともに、制度を広く周知することが重要だと考えております。

企業向けには、人手不足が深刻化する中で、柔軟な勤務制度や従業員の両立相談窓口を設置している企業の取組実績を評価し、「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業として認証することで、介護と仕事を両立できる企業としてPRを行い、人材確保にも繋げております。

また、中小企業向けの両立支援セミナーを厚生労働省と共催で実施いたしますとともに、今後は、専門スタッフが年間2万5千社を訪問し働きやすい職場づくりを推進している仕組みを活用し、介護休業制度の社内周知や、従業員の休暇取得を促してまいりたいと考えております。

さらに、両立支援制度の導入を検討中の企業に対しましては、社会保険労務士などの専門家を派遣し、就業規則などの見直しについてアドバイスを行ってまいりたいと考えております。

働く方向けには、勤労者に様々な学びの機会を提供されている、公益社団法人京都勤労者学園などと連携をし、介護休業制度について分かりやすく解説するセミナーを開催するなど、制度の認知度を上げ、活用していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、市町村とも連携し、介護保険利用の相談窓口となります地域包括支援センターにおいても周知に努めてまいりたいと考えております。

今後とも、介護と仕事の両立を希望される方が安心して働き続けられるよう、誰もが働きやすい職場の実現を目指してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

1. 介護離職防止への取組について

質問要旨

家族の介護や看護を理由に仕事を辞める介護離職が増加する中、仕事と介護が両立できる環境整備が必要と考えるが、介護離職防止への取組に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(2) 府職員には介護休暇・短期介護休暇・介護時間の休暇制度があるが、例えば介護休暇の令和4年の取得者は3人と非常に少ないと考える。府職員の介護実態についてどのように把握しているのか。また、介護について負担を抱える職員に対し、介護離職防止のためにどのような取組を実施しているのか。さらに、介護を抱える誰もが働きやすい環境へと改善していく第一歩として、府庁から積極的に取組を進めるべきと考えるがどうか。 (職員長)

答弁

京都府庁における介護離職防止の取組についてでございます。

京都府庁におきましては、育児・介護休業法に基づき、国家公務員と同様の介護休暇制度を導入しているところでございます。

職員の介護の状況につきましては、人事異動や人事評価など、所属長が職員と面談する機会を捉えて、介護の状況や介護に伴う配慮事項を確認しており、介護を行う可能性が高い職員には、介護休暇や在宅勤務による仕事と介護が両立可能な制度を案内しているところでございます。

しかしながら、介護を行っている職員が必ずしもその状況を申し出ていることもあり、結果として、介護休暇制度の周知が十分にできておらず、取得者数が少ない状況となっているものと考え

ております。

また、介護休暇につきましては、通算して6カ月取得することができますが、職員が一人で介護を行う場合には、6カ月を超える介護への対応が困難となることから、やむを得ず介護離職となる場合もございます。

今後とも、介護休暇制度の周知徹底はもちろんのこと、介護に関する相談窓口の設置に向けた取組を進めますとともに、取得期間の長期化など、国にも制度拡充を求め、職員が安心して介護できる制度の構築など、京都府庁から、介護離職防止に向けた取組を進めていきたいと考えております。

2. 中小企業への脱炭素化支援について

質問要旨

2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボン」に向け、本府がリーダーシップを発揮し、府内市町村とともに更なる取組を推進していかなければならない中、国内の温室効果ガス排出量の約2割を中小企業が占めていることを踏まえれば、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの実現には中小企業の脱炭素経営が欠かせないとするが、中小企業への脱炭素化支援に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。
(総合政策環境部長)

(1) 国は、中堅・中小企業の脱炭素化を進めるため、地域ぐるみのサポート体制構築を支援するモデル事業を今年度から開始した。その中で、本府においても「京都ゼロカーボン・フレームワーク」を活用し、金融機関と連携して府内企業の脱炭素化の取組を推進する事業を開始したが、この事業を活用して脱炭素化に取り組む中小企業の数及び全体に占める割合はどうか。

(2) 兵庫県では、温室効果ガスのサプライチェーン排出量の把握及び削減に資する排出量算定サービスを導入する中小企業への助成を行うなど、他の自治体でも有効な取組が進む中、府内の中小企業も様々な状況下であり、各企業に即した支援が必要とする。本府における、中小企業の更なる脱炭素化の推進に向けた新たな支援策等はどうか。

答弁

中小企業への脱炭素化支援についてでございます。

2050年のカーボンニュートラル実現に向けては、産業、運輸、家庭など、あらゆる分野における脱炭素化の取組が不可欠であります。

議員御紹介の兵庫県の制度につきましては、既に京都府でも同様の観点から、サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量の削減を計画する中小企業の施設整備を支援してきたところでございます。

しかしながら、中小企業の脱炭素化の取組は大企業に比べて進んでいないのが現状であり、令和3年度に京都府が実施したアンケート調査でも「脱炭素化に取り組んでいる」と答えた中小企業の割合は、大企業の半分以下という結果でございました。

中小企業の皆様からは、脱炭素化に向けた他事例の情報や積極的に取り組む人材が不足していること、設備投資に対する資金面で不安があることなどの声があったことから、京都府においても先ほどの施設整備の支援を行いながら、課題解決に向けた取組を進めてまいりました。

まず、情報提供と人材育成につきましては、昨年12月に地域金融機関や経済団体等とともに「地域脱炭素・京都コンソーシアム」を立ち上げ、脱炭素化の取組紹介や社員の意識向上を目的としたセミナーの開催などを行ってきたところでございます。

また、資金面での不安に対しましては、令和3年に設置した「地域脱炭素化に向けたESG投資研究会」において、環境や社会に配慮して事業活動を行っている企業への投資などについて検討してまいりました。

こうした成果の一つとして、中小企業が二酸化炭素の排出量削減計画を京都府に提出し、削減目標を達成すれば金利優遇が受けられる「京都ゼロカーボン・フレームワーク」を今年1月に創設したところであります。

この仕組みは、京都府地球温暖化対策条例の報告制度を活用し、実務的な負担を軽減しつつ金利優遇が受けられるもので、中小企業はもとより金融機関からも高い評価をいただいているほか、先月には、地域の課題解決に向けた先進的な社会モデルをたたえる「プラチナ大賞・経済産業大臣賞」を受賞いたしました。

制度発足から約10カ月という期間で融資に至った企業は、11月末時点で既に51社にのぼっており、議員御紹介の脱炭素化に消極的な中小企業の割合が9割を超える中、一定の成果があったと考えておりますが、府内の中小企業数に対する割合としては小さいことから、今後さらなる利用拡大に努めてまいります。

加えて、中小企業の脱炭素化に向けた今後の更なる支援といたしましては、やはり、まずは脱炭素経営に対する理解を更に促進し、それぞれの企業の実情に応じたきめ細かい支援が重要であります。

そのため、脱炭素化につながる支援策や先進的な取組を一覧できるHPを作成するとともに、省エネ診断等を活用した効果的な脱炭素支援プロセスを構築するほか、特に意欲のある中小企業に対しては、国際的な脱炭素認証であるSBT等の取得に対する支援などを実施することとしております。

京都府といたしましては、中小企業の取組を支えるとともに、あらゆる分野の脱炭素化に向けても、オール京都体制で進めてまいります。

3. 不登校児童生徒への取組について

質問要旨

全国で不登校児童生徒が急増する中、国は「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組を強化するため緊急対策パッケージを策定した。本年3月に策定された「COCOLOプラン」を前倒しで実施し、自分の教室に入りづらい児童生徒のための居場所「校内教室支援センター（スペシャルサポートルーム）」の設置促進や1人1台配置されているデジタル端末を活用して心の変調を把握する「心の健康観察」の推進、スクールカウンセラー等の配置充実等を掲げ取組を進める方針であるが、不登校児童生徒への取組に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

（教 育 長）

(1) 府内においても、学校内外の専門機関とつながっていない児童生徒は一定程度存在すると思われるが、今回の国の緊急対策パッケージを受け、本府としてどのように対応するのか。

(2) 通常の学校に通う児童生徒との公平性の観点もあるが、非課税世帯の児童生徒だけでも、フリースクールの授業料や通学費への助成を行うべきではないか。また、各フリースクールが実施する教育活動等への助成は1団体当たり50万円となっている中、助成額を拡大し、認定フリースクールが増加するよう環境整備すべきと考えるがどうか。

答弁

(教育長答弁)

池田輝彦議員の御質問にお答えいたします。

不登校児童生徒への支援についてでございます。

不登校のきっかけは多岐にわたりますが、不安や悩みを誰にも相談できずに学校に行けなくなったり、不登校になった後に学びの機会を得られないままになってしまう子どもを一人でも減らすことが重要でございます。

このため、周囲の大人が子どものSOSを受け止め、関係機関等と積極的に連携し、きめ細かな支援を行う必要があると考えております。

府教育委員会では、これまでから、スクールカウンセラー等の配置充実や、校内に居場所を設置し小・中学校が連携した切れ目のない支援を行うモデル事業のほか、不登校児童生徒支援の拠点となる市町の教育支援センターの機能充実などに取り組んでおりますが、どこにも繋がっていない児童生徒がいることは、課題でございます。

こうした中、国において取りまとめられました「不登校・いじめ 緊急対策パッケージ」では、

- ・ 不登校の児童生徒すべての学びの場の確保
- ・ 心の小さなSOSの早期発見
- ・ 安心して学べる学校づくり

等のため、対策の前倒しが必要とされております。

府教育委員会といたしましては、例えば市町の教育支援センターにおける、ICT環境の整備やアウトリーチ機能の充実など、どこにも繋がっていない児童生徒と繋がる取組を支援してまいりたいと考えております。

また、アプリ等により児童生徒の心や体調の変化を把握する「心の健康観察」により、不登校の兆候を早期に発見し、スクールカウンセラー等を活用して、不登校の未然防止につながる取組を進めてまいります。

次に、フリースクールへの支援についてであります。フリースクールは運営主体も個人や法人など多岐にわたる上、居場所の提供を主眼とするところや、学習や体験の機会を提供するところ等、活動内容も様々でございます。

府教育委員会では、指導員が教員免許状を保有していることや学習等に適した施設設備を有することなどの条件に適合した施設のうち、児童生徒の在籍校と連携して教育活動を行うフリースクール6施設を認定し、当該教育活動に対して支援を行ってまいりました。

不登校の児童生徒が学ぶ場として、様々なフリースクールだけでなく、市町の教育支援センターや学習塾などもある中、認定フリースクールに通う児童生徒のみに授業料や交通費を支援することについては、公平性の観点からも判断する必要があると考えております。

一方、フリースクールでの学びを出席扱いや学習評価につなげることにより、児童生徒の進路選択の可能性を広げ、将来の社会的自立につなげていくことは重要であり、今後、不登校児童生徒への支援の在り方を検討する中で、フリースクールの認定制度や支援なども含め、連携の在り方を研究してまいりたいと考えております。

府教育委員会といたしましては、不登校児童生徒が誰一人取り残されないよう、教育支援センターやフリースクールなど様々な関係機関と連携しながら、支援の充実に努めてまいります。